

オンライン
無料
相談

福祉・介護職員等処遇改善加算 個別相談支援のご案内

こんなお悩みを抱えていませんか？



人材の確保・定着のための十分な賃金が払えない。

人材不足で経営が苦しい。

良質な人材が確保できない。

従業員のキャリアパスに関する仕組みが整備できていない。

そのお悩み、**処遇改善加算**を 取得することで解決しませんか？

処遇改善加算の取得が従来に比べてとても簡単になりました
ぜひ取得をご検討ください！

加算の要件をどうやって満たすかわからない

加算額をどう職員に配分するのがよいかわからない

加算の申請書類作成について自信がない

専門家が
無料支援



本年度は専門家の支援が
無料で受けられます

加算の要件に必要な各種規程や昇給の仕組み
構築などについて専門家から
無料でアドバイスを受けられます。

処遇改善加算を賃上げのために活用し、
新規採用や定着促進に役立たせましょう！

加算を取得
済みの方も
ご支援可能です

[個別相談支援の概要]

実施期間

令和6年 10月～ 令和7年 2月 ※定員に達し次第終了とさせていただきます。

内容

福祉・介護職員等処遇改善加算取得に係る無料相談支援

対象者

- ①福祉・介護職員等処遇改善加算未取得事業所
- ②福祉・介護職員等処遇改善加算取得済事業所で上位区分の取得を目指す等、本支援を必要とする事業所

申込方法

お申込みは WEB、メール、お電話で受け付けております。スマホからもお申込みいただけます。
QRコードのリンク先のフォームにアクセスできない場合はメールかお電話にてお問い合わせください。



<https://fukushi-shogukaizen.mhlw.go.jp/>

令和6年度 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援に係る調査・分析等一式

福祉・介護職員等処遇改善加算個別相談支援 概要

実施期間

令和6年10月～令和7年2月

参加費用

無料

時間

各回1時間程度

対象

- ①福祉・介護職員等処遇改善加算未取得事業所
- ②福祉・介護職員等処遇改善加算取得済事業所で上位区分の取得を目指す等、本支援を必要とする事業所

実施内容

- ①現状のヒアリング ②専門家による区分取得に向けてのアドバイス

- ・オンラインでのアドバイスになります。
- ・お申込みはWEB、メール、お電話で受け付けております。スマホからもお申込みいただけます。
- ・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

申込方法

- ①WEB申込フォーム <https://fukushi-shogukaizen.mhlw.go.jp>
- ②専用メール jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com

スマートフォンからの
お申し込みはこちら



QRコードのリンク先のフォーム
にアクセスできない場合はメールか
お電話にてお問い合わせください

お問い合わせ

PwC コンサルティング合同会社 (委託先)

100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

TEL: 03-6257-0562 (平日 9:00~17:00) MAIL: jp_cons_welfare_shogukaizen@pwc.com

福祉・介護職員等処遇改善加算の概要

「処遇改善加算」の制度が一本化（福祉・介護職員等処遇改善加算）され、
加算率が引き上がりました

福祉・介護職員の人材確保を更に推し進め、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行いました。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。(6年度末まで経過措置期間)

令和6年5月まで

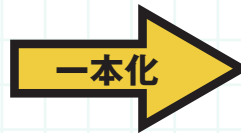
処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	6.9%
		なし	5.8%
	II	有	6.8%
		なし	5.7%
なし	有	5.5%	
	なし	4.4%	
II	I	有	5.7%
		なし	4.6%
	II	有	5.6%
		なし	4.5%
なし	有	4.3%	
	なし	3.2%	
III	I	有	4.3%
		なし	3.2%
	II	有	4.2%
		なし	3.1%
なし	有	2.9%	
	なし	1.8%	

令和6年6月から

福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)	加算率
I	8.1%
II	8.0%
III	6.7%
IV	5.5%

+新加算V

※加算率は全て生活介護の例



要件を再編・統合
&
加算率引き上げ

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)㍶(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算V(1)㍶(14)を設けます。(加算率7.0%~3.0%)